

水戸地方裁判所委員会（第38回）議事概要

1 日 時

令和4年6月20日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

水戸地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

秋山肇、阿部重典、伊藤哲司、海老原健、大木光子、小川賢司、加藤浩充、加藤祐一、神谷雄一郎、鈴木健秀、田中記代美、廣澤諭、松本利幸
（委員長）（五十音順 敬称略）

（事務担当者等）

岸英範民事首席書記官、高田浩志刑事首席書記官、内野洋事務局長、
下川由美子事務局次長、佐藤雅人総務課長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（秋山委員、加藤浩充委員）

(2) 第37回委員会（令和3年11月1日実施、テーマ「障害者配慮について」）において委員から出された意見に基づいて裁判所が取り組んだ状況の報告

(3) 本日のテーマ「犯罪被害者の保護に配慮した刑事公判手続の運用について」

ア 小川委員から、犯罪被害者の保護に配慮した刑事公判手続の運用について説明

イ 裁判員法廷（210号法廷）において、小川委員及び刑事訟廷管理官から、ビデオリンクシステムを利用した模擬の尋問及び遮へいの措置を執った模擬の尋問の実演及び説明

(4) テーマについて意見交換をした概要（●委員長、○委員）

- ビデオリンクシステム又は遮へいの措置の法廷での実演を踏まえた御意見や御感想をお聞かせいただきたいと思います。
- 私が思っていた以上に裁判所による色々な配慮があったことに驚きました。被害者は法廷に来るということ自体で大変な思いをしておられるので、それ以外の要素でプレッシャーが重なると被害者が意見を述べるのが難しくなると思います。実演等を拝見して、裁判所がビデオリンクシステムを利用して別室にいる被害者から話を聞くなど被害者の心情に配慮して様々な心遣いをしていることが分かりました。また、遮へいの措置については、実際に遮へいされている証人席に座ってみると、裁判官の席で見た印象と違い、証人の席からは裁判官や弁護士等色々な人の顔が見えて安心感がありました。被害者側からすれば被害者を支援する人の顔はたくさん見えるけれども、被告人や傍聴人などから被害者の姿が見えないというのはとてもよいと感じました。
- ビデオリンクシステムと遮へいの措置の使い分けが気になりました。遮へいの措置については周りを囲われることで、それが安心感へつながる印象を受けました。他方で、遮へいの措置の場合、ビデオリンクシステムと比べて、加害者と同じ空間にいる分、被害者の精神的な負担は高いように感じました。あえて遮へいの措置をしてまで被害者と加害者が同じ法廷にいることのメリットはどの点にあるのでしょうか。
- 遮へいの措置は、被告人や傍聴人の前で発言することに抵抗がある場合に用い、ビデオリンクシステムは、被告人と同じ空間にいるだけでも発言することに抵抗があるようなより心理的な抵抗が強い場合に用いています。遮へいの措置にしても、ビデオリンクシステムにしても、検察官からの申し出を受けて取り扱いを決めていますので、使い分けについては、第一次的には検察官の判断によると思います。

- 法廷で証言をするというのが原則であり、事案に応じて少しずつ保護を大きくしていくということですね。検察官の立場では、どのように使い分けをしていますか。
- 原則としては公開の法廷で証言するという前提を踏まえて、遮へいの措置を執るよりビデオリンクシステムを利用した方がハードルが高いというのが実務的な感覚です。使い分けとしては、性犯罪事件の証言についてはビデオリンクシステムを利用し、それ以外の犯罪のうち証人が被告人らに顔を見られると証言をするのに抵抗がある場合に遮へいの措置を行うことが典型的な使い分けだと思います。
- ビデオリンクシステムを利用することができるにも関わらず、証人が公判廷で証言することにどれほどの意味があるのだろうかと個人的には思います。被害者にとっては、被害を思い出すことだけでも大変だと思います。社会の変化もあり、まずは遮へいの措置として衝立を使うことに拘る必要はないのかと思います。
- 被告人の弁護人としての立場から言うと、遮へいの措置の場合であれば、証人はその場にいますので、質問を受ける際の表情や息遣いなどを観察することができます。ビデオリンクシステムの場合だと、画面を通じてしか証人の表情などが分からないですし、画面に映っていない部分で何が行われているかも分からないため、被告人側からすると不信感を抱くことがあります。証人尋問の手続は、被告人の有罪、無罪を決める大事な手続であることも、御理解いただきたいと思います。
- ビデオリンクシステムを利用する場合、動画か静止画か分からない定点カメラではなく、もっとカメラワークを工夫してみてもどうかと思います。本人の顔をアップで映したりして証人の表情の変化を読みとれるようにするなど、もっと証人の状況がわかるように工夫することが大事になってくるのかと思います。

遮へいの措置に関して言えば、遮へいされた証人席に座ってみると被害者（証人）が検察官の顔を見ることができるといのは心強く感じるだろうという印象でした。他方で、被告人の弁護人としての感覚では、証人のありのままの状態を法廷で確認したいと考えます。

- 主に物理的な工夫をしながら、被害者保護の対応をしているという印象を受けました。加害者と同じ空間にすることで、被害者がパニックになるなど正常な状態で話すことができない場合の対応などはありますか。
- 被告人が法廷内にいると証言できないという場合、被告人に一旦退廷してもらおうという措置が考えられますが、できるだけそのような場面を避けるために遮へいの措置やビデオリンクシステムを活用しているところですか。遮へいの措置での対応が難しいと判断した場合は、後日ビデオリンクシステムに切り替えて証人尋問を行うなどの対応を考えることになると思います。
- 被害者保護という観点から伺いますが、証言をした後のアフターケアなどは裁判所として対応されるのでしょうか。
- 裁判員に関するアフターケアは、裁判所の責任で行っていますが、被害者関係の対応は、検察庁や被害者支援組織に委ねております。
- 検察庁としては、被害者保護団体と連携したり、検察庁内部でも被害者対応の部署を通じて対応したりしています。被害者がどういう方なのかを把握したうえで、証人尋問などに臨むようにしています。
- 被害者に対する接遇のあり方に関し、御意見や御感想はありますか。
- 被害者遺族等が公判を傍聴する場合、裁判所においては被害者側と加害者側が接触しないよう動線を分けたりされています。

事案によっては傍聴に当たって、傍聴人等の手荷物検査を実施することがありますが、被害者側が手荷物検査で金属探知機などを用いられることで、加害者であるかのように扱われているという印象を抱き、裁判

所の対応に不満を述べる被害者遺族もいます。

- 私は、土浦支部で被害者参加弁護士をしたことがあります。そのときは裁判所が検察庁とよく連絡を取り、被害者側と加害者側が鉢合わせをしないよう配慮されていてよかったです。
- 被害者側が金属探知機等の使用に不満を感じることにに対する対応としては、関係者に対し事前の告知や案内があると反応が違うと思います。
- 所持品検査など一定の警備を要する事件については、一般の方も被害者側も等しく周知させていただいているところです。事前周知を徹底するというのも、大事なことだと思います。
- その他被害者保護制度や裁判所の取り組み全般について、御意見や御感想などはありますか。
- 刑事損害賠償命令についてですが、刑事事件が終わった時点で被告人の弁護士としての職務は終了します。そうすると、刑事損害賠償命令の場面では、被告人側の味方となる弁護士がいない状態となるわけですが、そのような状況の下で自分を有罪とした裁判体が刑事損害賠償命令を引き続き担当することには、不安を感じるのではないのでしょうか。
- 刑事公判手続で、私選弁護士が選任されている場合は、同じ弁護士がそのまま刑事損害賠償命令事件の代理人に就任することが多いようです。刑事公判手続で、国選弁護士が選任されている場合は、事案によってではありますが、同じ弁護士が刑事損害賠償命令についても代理人を引き受けたということもありました。
- 刑事損害賠償命令については、不服がある場合、異議申立てをすることができます。異議申立てをする場合は、多くの事件で代理人がついている印象を持っています。異議申立てがある場合は、被告人の責任の有無には争いはなく、責任が有るという前提で、損害額計算という損害論に集約される場合がほとんどです。私は、損害論については、代理人の

有無で、被告人に大きく不利益に働くということはあまりないと思っています。

- 裁判所は、被害者支援について、関係機関との連絡調整や情報交換などは行っているのでしょうか。
- 被害者支援については、検察庁や警察署で行っており、関係機関との連携は、検察庁や警察署が行っていることが多いです。
- 検察庁では、被害者支援団体との間で協議会を行ったり、検察庁から講師派遣をしたりするなどして連携しています。
- 更生保護の観点から裁判が終わった後の被害者支援につき、保護観察所の関係で話したいことがあります。更生保護の段階では、次のような制度があります。第1に、被害者等通知制度です。これには、保護観察の開始の通知、保護観察官の面接回数のお知らせ、保護観察の終了の通知があります。第2に、心情伝達制度です。被害者等の心情を担当保護観察官を通じて加害者に伝えることができます。第3に、意見等聴取制度です。加害者について仮釈放や仮退院をさせるか否かを審理する場面において被害者が意見を述べるすることができます。第4に、相談・支援です。被害者等が希望すれば、被害者担当保護観察官を中心に被害者担当保護司も加わり被害者に対する賠償などの相談、医療機関や弁護士の紹介をしています。不安や感情などをお聞きするという支援もあります。被害者支援の中心は、被害に対する賠償ですが、加害者に被害を賠償するに足る資力がなく、被害者にますますストレスが増えていくのを目の当たりにする経験をした保護司もいます。被害者支援を通じて、場合によっては、被害者が加害者に同情したりするなど被害感情の回復に資する場合があります、被害者と加害者が関わることで、互いに理解を深めることが必要だと思えます。
- 裁判所で加害者や加害者側親族などに対する配慮や保護などはあるの

でしょうか。

- 裁判所の対応できる範囲外の話になると思います。
- 弁護士会としては、被害者支援はしていますが、加害者側の支援や活動については、検討もほとんどされていないかもしれません。加害者（被告人）の弁護人となった弁護士が弁護活動の中で個別に対応しているケースはあります。
- 私は、少年事件等が終わった後で、加害者側から相談を受けて、無報酬で被害者への弁償に関与したことがあります。加害者からどうやってお金を渡せばよいのかと聞かれ、検察庁に連絡を取るなどしました。そのような連絡を受けるとうれしく思います。
- 刑事裁判中に被害者に対し被害弁償の話をするのですが、刑事裁判が終わるまでは受け取ってもらえないことが多くあります。弁護士としては、刑事事件が終了した後なので、無報酬ですが、対応しています。こういった場合、被害者支援だけでなく加害者側の支援にもなると思います。

5 次回のテーマ

「調停制度発足100周年について」

6 次回の開催期日

令和4年11月7日（月）午後1時30分から午後3時30分まで